

令和6年度 第3回

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1

第2回広島県船舶製造・修理業等

最低賃金専門部会議事要旨

…… P. 1

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和6年10月1日（火）15時52分～17時14分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 2 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「基幹労連の構成組織の中で、299人以下の組合員の春闘賃上げ率が5.3%であり、これを根拠に55円を2回目の提示額とする。」との金額提示があった。 使用者代表委員は、「中小、零細企業はギリギリのところでは事業を行っていて、賃金を上げる余裕はない。しかし、仕事の中身によってはそれほど悪くないという所もあり、物価上昇分も考慮し、20円のプラスを提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねたものの、労使双方から金額提示に変更はなかった。 労使双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。			
2 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第3回 広島県船舶等製造業最低賃金専門部会 日 時 10月22日（火）午前10時00分～ 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について			